

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 広域振興局以外の出先機関	第3節 広域振興局以外の出先機関
第1款～第3款 [略]	第1款～第3款 [略]
<u>第4款</u> [略]	<u>第4款</u> 文化スポーツ部に属する出先機関(第31条の5)
<u>第5款</u> [略])
<u>第6款</u> [略]	<u>第5款</u> [略]
<u>第7款</u> [略]	<u>第6款</u> [略]
<u>第8款</u> [略]	<u>第7款</u> [略]
第4節 [略]	<u>第8款</u> [略]
第4章～第6章 [略]	<u>第9款</u> [略]
附則	第4節 [略]
(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)	第4章～第6章 [略]
第8条の2 [略]	附則
2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。	(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)
[略]	第8条の2 [略]
管理担当の分掌事務	2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) [略]	[略]
3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。	管理担当の分掌事務
[略]	(1)・(2) [略]
世界遺産担当の分掌事務	<u>(3) 平泉世界遺産ガイダンスセンターに関すること。</u>
(1) 世界遺産の登録及び保全に関すること(文化遺産に係るものに限る。)	3 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。
(2) 世界遺産の普及啓発に関すること(文化遺産に係るものに限る。)	[略]
4・5 [略]	世界遺産担当の分掌事務
(県土整備部の分課及びその分掌事務)	(1) 世界遺産(文化遺産に限る。)の登録及び保全に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)
第13条 [略]	(2) 世界遺産(文化遺産に限る。)の普及啓発に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)
	4・5 [略]
	(県土整備部の分課及びその分掌事務)
	第13条 [略]

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第7款及び第8款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4～11 [略]

(先端科学技術研究センター)

第31条の4 [略]

第4款 [略]

第5款 [略]

第6款 [略]

第7款 [略]

第8款 [略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を

2 [略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(9) [略]

(10) 建設関連業務の委託契約の制度に関すること（建築関係建設コンサルタント業務以外の委託契約に係るものにあつては、他部局等の主管に属するものを除き、広域振興局並びに第3章第3節第8款及び第9款に規定する出先機関の実施分を含む。）。

(11)～(13) [略]

[略]

4～11 [略]

(先端科学技術研究センター)

第31条の4 [略]

第4款 文化スポーツ部に属する出先機関

(平泉世界遺産ガイダンスセンター)

第31条の5 平泉世界遺産ガイダンスセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 平泉世界遺産（平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）第1条に規定する平泉世界遺産をいう。以下この条において同じ。）その他の平泉の文化遺産に関する資料の収集、保存管理及び展示並びに情報発信に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 平泉世界遺産その他の平泉の文化遺産に係る調査研究に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) その他平泉世界遺産その他の平泉の文化遺産の理解の促進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

。

2 平泉世界遺産ガイダンスセンターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター	西磐井郡平泉町

第5款 [略]

第6款 [略]

第7款 [略]

第8款 [略]

第9款 [略]

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を

置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
環境生活部に属する出先機関	[略]	
[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	

置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
文化スポーツ部に属する出先機関	平泉世界遺産ガイドダンスセンター	所長 <u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、その事務を掌理する。</u>
		副所長 <u>所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
環境生活部に属する出先機関	[略]	
[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
文化スポーツ部に属する出先機関	主任主査	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>
	主査及び主査行政専門員	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。</u>
	主任及び主任行政専門員	<u>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。</u>
	所付	<u>上司の命を受け、所等の特定事務を処理する。</u>

環境生活部 に属する出 先機関	[略]
[略]	

3～5 [略]

環境生活部 に属する出 先機関	[略]
[略]	

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)	(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)																																																
第6条 [略]	第6条 [略]																																																
2・3 [略]	2・3 [略]																																																
	<u>4 広域振興局以外の出先機関のうち文化スポーツ部に属する</u>																																																
	<u>出先機関の長に委任する事項は、別表第11の2に掲げるとお</u>																																																
	<u>りとする。</u>																																																
<u>4</u> [略]	<u>5</u> [略]																																																
<u>5</u> [略]	<u>6</u> [略]																																																
<u>6</u> [略]	<u>7</u> [略]																																																
<u>7</u> [略]	<u>8</u> [略]																																																
<u>8</u> [略]	<u>9</u> [略]																																																
(代決)	(代決)																																																
第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。	第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。																																																
(1) [略]	(1) [略]																																																
(2) 出先機関における代決	(2) 出先機関における代決																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>先端科学 技術研究 センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食肉衛生 検査所</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				先端科学 技術研究 センター	[略]			食肉衛生 検査所	[略]			[略]				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>先端科学 技術研究 センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平泉世界 遺産ガイ ダンスセ ンター</td> <td>所長 副所長</td> <td>副所長 所長があらかじめ 指定する職員</td> <td>所長があらかじめ 指定する職員</td> </tr> <tr> <td>食肉衛生 検査所</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				先端科学 技術研究 センター	[略]			平泉世界 遺産ガイ ダンスセ ンター	所長 副所長	副所長 所長があらかじめ 指定する職員	所長があらかじめ 指定する職員	食肉衛生 検査所	[略]			[略]			
機 関			決裁権者	代決権者																																													
	第1順位者	第2順位者																																															
[略]																																																	
先端科学 技術研究 センター	[略]																																																
食肉衛生 検査所	[略]																																																
[略]																																																	
機 関	決裁権者	代決権者																																															
		第1順位者	第2順位者																																														
[略]																																																	
先端科学 技術研究 センター	[略]																																																
平泉世界 遺産ガイ ダンスセ ンター	所長 副所長	副所長 所長があらかじめ 指定する職員	所長があらかじめ 指定する職員																																														
食肉衛生 検査所	[略]																																																
[略]																																																	

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 世界遺産の普及啓発に係る施策に関すること (文化遺産に係るものに限る。)。

[略]

世界遺産課長専決事項

(1) 世界遺産の普及啓発に係る施策の実施に関すること (文化遺産に係るものに限る。)。

2・3 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 [略]

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 世界遺産 (文化遺産に限る。) の普及啓発に係る施策に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

[略]

世界遺産課長専決事項

(1) 世界遺産 (文化遺産に限る。) の普及啓発に係る施策の実施に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

2・3 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 [略]

(平泉世界遺産ガイダンスセンターの所長等専決事項)

第43条の3 平泉世界遺産ガイダンスセンター (以下この条において「ガイダンスセンター」という。) の所長及び副所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1) 副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(2) 副所長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 副所長の休暇その他の服務に関すること。

副所長専決事項

(1) 職員の事務分担に関すること。

(2) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(3) 職員の旅行命令及び復命書の受理並びに職員以外の者の旅行依頼に関すること。

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること。

(5) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(6) 軽易な事実の証明に関すること。

(7) 行政文書の開示の決定に関すること。

(8) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(9) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。

(10) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関すること。

(11) その他前各号に準ずる軽易な事項

2 ガイダンスセンターの所長に委任された事項のうち、ガイダンスセンターの副所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 防火管理者を定めること。

(2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること（出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。）。

(3) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。

(4) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。

(5) 県税以外の収入金を徴収すること。

(6) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。

(7) 令達された予算の範囲内で、支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの及び物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。

(8) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。

(9) 令達された予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。

(10) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。

(11) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。

(12) 物品の出納通知をすること。

(13) 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例施行規則（令和3年岩手県規則第69号）第7条の規定による施設汚損等の場合の指示に関すること。

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうちふるさと振興部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第11 広域振興局以外の出先機関のうちふるさと振興部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第11の2 広域振興局以外の出先機関のうち文化スポーツ部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
平泉世界	平泉世界遺産ガイド	第4条	行為の許可

長	遺産ガイ ダンスセ ンター所	ンスセンター条例（ 令和3年岩手県条例 第36号）の施行に關 する事務	第1項 及び第 2項	
			第6条 第1項	行為の許可の取 消し等
		平泉世界遺産ガイド ンスセンター条例施 行規則の施行に關す る事務	第2条 第2項 第3条 第2項	臨時の休館及び 開館 開館時間等の臨 時の変更
			第7条	施設汚損等の場 合の指示

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和3年11月20日から施行する。
- 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） [略] 岩手県先端科学技術研究センター 岩手県環境保健研究センター [略]	別表第1（第2条関係） [略] 岩手県先端科学技術研究センター <u>岩手県立平泉世界遺産ガイド ンスセンター</u> 岩手県環境保健研究センター [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条－第4条関係）				別表第1（第2条－第4条関係）			
		組 織				組 織	
		職 等				職 等	
知事の 事務部 局	[略]			知事の 事務部 局	[略]		
	出先 機関	[略]			出先 機関	[略]	
		ふるさと振 興部に属す る出先機関	[略]			ふるさと振 興部に属す る出先機関	[略]
		環境生活部 に属する出 先機関	[略]			文化スポー ツ部に属す る出先機関	<u>岩手県立平泉世 界遺産ガイド ンセンター</u>
	[略]		環境生活部 に属する出 先機関	[略]			
[略]				[略]			

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。